

大東市監告示第1号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項および同条第4項の規定により定期監査等を実施したので、  
同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

平成29年6月20日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 石垣直紀

【担当 監査委員事務局】

# 平成29年度 第1回 定期監査等の結果

## 1. 監査の対象

- (1) 危機管理室
- (2) 地方創生局
- (3) 政策推進部

企画経営課、秘書広報課、都市魅力観光課、財政課、情報政策課、  
産業振興課

- (4) 農業委員会事務局

## 2. 監査の期間

平成29年3月13日～平成29年5月23日

## 3. 監査の方法

大東市監査事務処理規程に基づき、各部各課等が分掌する平成28年度の事務事業について、また必要なものにあつては平成27年度並びに平成29年度の事務事業について、関係する帳簿ならびに保管する文書の提出を求めた。

これらをもとに担当部課等から事情を聴取し、その事務事業が法律、条例、規則、要綱等に従って合法・妥当な内容で執行されているか、また効果的、効率的な執行が行われているかについて監査を行った。

## 4. 監査の結果

概ね適正に事務が執行されていた。

なお、一部の事務事業については是正すべき事項があつたので、以下のとおり指摘する。

### (1) 消防団の活動に対する報償費の支出について 【危機管理室】

「大東市消防団の活動に対する報償費に関する要綱」の第6条では、「水防活動等、災害出動等、訓練および警戒出動等を行った各分団の長は、当該活動を行った月の末日までに、消防分団活動報告書を市長に提出しなければならない。」と規定され、市が報償費を支出するための根拠として各分団に報告書の提出を求めているところである。

しかしながら危機管理室に備えている平成28年度分の分団活動報告書

の受理簿を確認したところ、報告書の提出がない分団に対して報償費の支払いが行われている事例が複数件見受けられた。

については、今一度、各分団に対し本件報償制度の事務について周知徹底を図るとともに、報告書の提出がない場合には報償費の支給を一時停止する等、適切な措置をとられたい。

(2) 旅費の精算と戻入処理について 【地方創生局】

地方創生局において概算払いされた5件の旅費について確認したところ、約2ヶ月から9ヶ月遅れて精算処理が行われていた。このうちの1件の旅費については、精算に加えて戻入の処理の遅れもみられた。

会計規則第46条では、「概算払を受けた者は、精算額の過不足にかかわらず、その者に支払うべき金額が確定した日後5日以内に精算書を作成し、証拠書類を添えて、主管課等の長を通じ市長に報告するとともに会計管理者に回付しなければならない」と規定されているところである。

会計規則を順守した適正な事務執行を行われたい。

(3) ふるさと納税特設サイト運用に係るお礼の品の取引基本契約書について  
【都市魅力観光課】

平成28年10月に市が事業者と締結した「大東市ふるさと納税特設サイト運用に係るお礼の品の取引について」の基本契約書を確認したところ、第12条に「本契約の有効期間は、本契約締結の日から年度末とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに、発注者、受注者のいずれからも、何らの申し出なき場合には、さらに本契約は同一の条件をもって1年間延長されるものとし、以後も同様とする。」とする自動更新契約の規定があった。

しかしながら地方自治法第232条の3では、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と定め、予算の裏付けがない自動更新契約を禁止しているところである。

現行の基本契約書は法に反する内容となっており、早急に契約内容の見直しを行われたい。

(4) 野崎まいり公園の収支について 【都市魅力観光課】

平成28年度の野崎まいり公園の収支を確認したところ、収入総額が使用

料として約46万円であるのに対し、事務業務委託料をはじめとする支出総額で約558万円であり、差引約512万円の赤字となっていた。

平成27年度の収支も約442万円の赤字であり、ここ数年の収支状況は年々悪化する傾向にある。

このような施設運営を続けていくことは妥当なものとは言えず、収支改善のための効果的な対策を講じられたい。

(5) パソコン事故に伴う保険金の受入処理について 【情報政策課】

情報政策課では、リース方式によりパソコンを各課に配置しているところであるが、平成28年度において原課の使用中に過失によってパソコンを破損した事例があった。

市は修理業者に直接修理を依頼して、修理費を支払ったが、後日、リース会社からは別途保険金が市に支払われた。

これについて、情報政策課では収入した保険金を歳出の物品修繕料の予算に戻入する処理を行っていたが、地方自治法施行令第159条では、「歳出の誤払い又は過渡しとなった金額を返納させるときは、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。」と規定し、戻入処理ができる場合を「誤払い又は過渡し」があった場合に限っている。

本件の場合、市から修理業者への支払額については誤払いも過渡しもなく正当な支出額であるため、戻入処理を行うことはできず、保険金は別途歳入として処理すべき事例であったと考えられる。

今後は法の趣旨、内容を十分に確認し、適正な事務の執行に努められたい。

(6) 団体に対する補助金の支出について 【産業振興課】

市は、市内における小売商業者の健全な発展を図るため、団体に対する運営補助金に関する要綱を定めているところである。

産業振興課では、平成27年度分の補助金について、平成28年3月31日に団体から申し込みを受け、即日交付決定し、出納整理期間である平成28年5月17日に補助金を支出していた。

担当課に事情を確認したところ、年度末に団体から交付申請があったものの、既に当該団体の平成27年度の事業自体は実施済みであるとの理由で、そのまま申請書を受付したとの説明であった。

しかしながら年度末に補助金の申請を受付し、平成28年5月17日に補助金を団体に交付したところで、平成27年度は終わってしまっている

ことから、補助事業は執行不能である。

今回の事例は、財源を団体に補てんしただけであり、補助金本来の趣旨に反する取扱いであり、適切でない。

産業振興課におかれては、団体に対して総会終了後の早い時期に交付申請を行わせる等、適正な予算執行の確保に努められたい。

#### (7) 随行職員の派遣について 【農業委員会事務局】

平成28年度において、農業委員会の委員が自費による一泊二日の視察研修を実施され、市はこれに対して2名の職員を随行として派遣していた。

行程を確認したところ、1日目には視察研修が実施されていたが、2日目の行程には研修は組まれていなかった。

委員の自費による自主的な研修であり、委員の行程には何ら制限があるものではないが、職員の人件費や旅費は全て公費で賄われるものであることから、職員を派遣するためには2日間にわたる研修内容を必要とする。

今後は委員の自費による研修であっても、委員と事務局がその行程についてよく協議され、随行職員の派遣に疑義を生じさせることがないように注意されたい。

### 5. 監査委員意見

平成26年3月に市長の英断により解散された旧土地開発公社から継承した公有地について、当時から早期の利活用をお願いしてきたところである。

企画経営課におかれては、平成28年12月に市有財産の取得、管理、処分についてその効果・効用を最大化させることを目的として、市有財産利活用基本方針(以下「基本方針」という。)を策定された。

基本方針では「公益への寄与」と「民間活力の導入」を重点的な政策方針とされ、まちづくり面での具体化が予定されている。

当職は、全ての方針と同じく、本基本方針についての全庁的な理解がより一層徹底され、公有地の利活用と処分が早期に具体化されることを切に願うものである。